

全国一斉！



法務局休日相談所

講演会同時開催！

開催日

令和元年10月6日（日）

午前9時30分から午後3時まで

会場

鳥取地方法務局

鳥取市東町二丁目302番地

【予約・問合せ先】0857-22-2191

相談は、【予約優先】です。

上記予約・問合せ先に、電話等で予約してください。

相談内容

- ★公 証（遺言，会社定款など）
- ★登 記（相続，売買，抵当権の抹消，建物の新築・取りこわし，土地の境界，地目変更，会社・法人登記など）
- ★人 権（いじめなどの人権に関すること）
- ★戸籍・国籍（婚姻，国籍取得など）
- ★供 託（地代・家賃，給料差押など）

※ 公証人，司法書士，土地家屋調査士，人権擁護委員，法務局職員が相談をお受けします。

※ 相談は**無料**で，秘密は堅く守ります。

法務局では，平日（9：00～16：30）も御相談を受けております（予約制）。
お気軽に御利用ください。

裏面に講演会の御案内があります。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



講演会（各部定員20名） 【入場無料です】

会場：鳥取地方法務局3階会議室

| | | | |
|-----|-------------|---------------------|--------------------|
| 第1部 | 9:30~10:30 | 【テーマ】 任意後見制度について | 【講師】 公証人 山本 芳郎 |
| 第2部 | 10:30~11:15 | 【テーマ】 相続登記について | 【講師】 司法書士 松尾 貴彦 |
| 第3部 | 11:15~12:00 | 【テーマ】 表示の登記の重要性について | 【講師】 土地家屋調査士 山田 泰史 |

講演会は、予約不要で無料です。各部とも定員20名で、先着順とさせていただきます。

未来につなぐ相続登記



遺言・相続・空家のことでお困りではありませんか？

- 遺言をしたいが、どうしたらよいか分からない
- 先代の名義のままになっている不動産がある
- 長期間放置した古い建物がある
- 県外に住んでいるので管理が大変

空家と所有者不明土地対策

主催 鳥取地方法務局
 協力 鳥取公証人会，鳥取県司法書士会，鳥取県土地家屋調査士会，
 鳥取県人権擁護委員連合会